

令和4年度事業計画（案）

（令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日）

業界の動向

2019年12月に湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染から早や2年が過ぎ、平穏な普通の生活が自粛、規制等に大きく変えられ、新型コロナウイルス感染症が終息できて落ち着きを取り戻して来ても元の生活には戻らないだろう。

愛媛県では昨年の12月頃には、新型コロナウイルス感染者数が0人、0人と40日間ほど続き、終息に向けての期待感も持って居ったが、年明けとともに、変異株、オミクロン株、BA・1、BA・2など過感染強株の流行で日々感染者数が300人超え人数が発表されております。

そのような中で、昨年は、1年延期の2020東京オリンピック、パラリンピックが開催されました。開催に対し可否については直前まで議論され、過去に例を見ない制限の中での開催となりましたが、世界中から参加された選手が健闘する姿に多くの感動が生まれました。私は開催されて良かったと思います。新しい競技など加えられ、若い人たちがハツラツと活躍をされて、停滞した雰囲気から多くの皆さんに明るく、楽しく、高揚感を与えたのではないのでしょうか。北京冬季オリンピック、パラリンピックが閉会されました。

ロシアがウクライナに戦争を仕掛けウクライナに攻撃を仕掛けており、他の国が下手にかまえば第三次世界大戦、核戦争に発展していきかねない。

新型コロナウイルス感染症の治療薬が使われ、ワクチン接種が充実され、コロナ禍、戦争も一日も早く終息をすることを願います。

医薬品業界を昨年の諸問題等により、治療薬品の不足、配置薬品業界においても自主回収、打ち切り等によって混乱を起こしている。50数年前の、GMPは何だったのかと考えさせられます。

先人たちが、昭和25年から27年に、厚生省、各都道府県の薬務課の要請、指導に基づき設立された協会、協議会、長年にわたり育て上げてきた組織に、近年は自由ということにより参加されない方たちも増えてきておりますが、我々は、法律、規則、組織の中で生活、活動を守り、守られていることを思い起こし、8月の薬機法改正、携わる者は知らなかったとでは済まされない。

- ① 配置販売に関する薬機法の遵守・・・
- ② 後継者育成事業の展開>将来性>何を訴えていくか
- ③ 社会と共に歩み元気な業界作りを次世代に繋ぐこと
- ④ 自由が先行する世となり・・・・・・・・
- ⑤ 先人が育てた組織を大切に70年の歴史もと団結力

⑥ 法律や制度の中で我々は生活をしている。組織の内外を問わず、一人でない。

＊ 実施事業の内容

1. 配置販売の倫理及び職能向上に関する事業

(1) 医薬品知識の普及啓発と保健衛生向上のため、登録販売者資質向上、外部研修を研修運営委員会と共に開催する。

内 容

- ＊ 登録販売者資質向上外部研修運営委員会の開催
- ＊ 登録販売者資質向上外部研修実施規則に関する事業
- ＊ 一般用医薬品販売業者が登録販売者に対して外部の研修実施機関として、平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号、厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき実施に併せ、平成 21 年 3 月 31 日付け薬食第 0331001 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知(資質向上通知)に基づき、既存配置販売業者の委託を受けて、平成 23 年 4 月 5 日付け、愛媛県保健福祉部長 23 薬第 83 号により、資質向上等に係る取り扱い要領に基づき実施する。
- ＊ 教材は運営委員会において必要なものを協議する。(講師作成資料・厚生労働省よりの「登録販売者試験問題作成書」の手引き、一般社団法人全国配置薬協会発行の「配置従事者研修テキスト」を参考にする。
- ＊ カリキュラムにおいては、別紙作成の令和 4 年度一般社団法人愛媛県配置薬協会登録販売者資質向上外部研修実施計画書に沿って実施する(登録販売者座学研修、12 時間、座学 6 時間、通信講座 6 時間)、(既存配置販売業者の従事者は座学講習 30 時間、座学 15 時間、通信講座 15 時間)。
- ＊ 通信講座の確認は各研修課題問題をレポート方式、解答用紙の提出で正当率をもって確認する。
- ＊ 一般社団法人全国配置薬協会配置部会四国ブロック会
 - ・ 昨年の第 49 回四国ブロック総会での議題に上がり、全配協配置部会への提出議題の一つリモートを活用した、サテライト研修の実施について今年度より四国のブロックにおいてテスト的に実施をする計画で進める。四国 4 県の他方は著しく会員の減少に陥っている。特に既存配置の受講者が講師の先生に失礼なほど少なくなっており、愛媛県の講習、研修を必要な県へサテライト発信を実施することとしています。

詳細については今後他の県協議会、協会と打合せ話し合う。

- * 愛媛県既存配置業者、従事者の講習、研修の実施計画並び実施報告書を毎年度、年度末、年度始めに、委託業者名、受講者従事者名を四国4県薬務課へ提出する。
- * 開催日にやむえず受講できなかつたものは四国他県の実施される県協議会の講習、研修を受講して、受講証明証を愛媛県へ提出すること。(その他の出来事に対しては研修運営委員会で判断をする。)
- * 薬機法及び、個人情報保護法、コンプライアンスの遵守を徹底する。
 - ・期限切れ配置薬を防ぐため不廻りの撲滅に向け各自が取り組むこと。
 - ・指定第2類医薬品の禁忌確認と専門家への相談勧奨、乱用の恐れのある医薬品の販売時の確認と数量制限を注意する。
- * **配置伝統薬販売知識の勉強会**
- * **配置販売従事者に係る理念、倫理及び法規**
 - ・店舗、通販での医薬品の販売形態と医薬品配置販売従事者との違いを十二分に理解して訪問をすること。
 - ・信用の三本柱の徹底。
- * 配置販売業者は配置しようとする区域の都道府県知事が与える配置販売業の許可を受ける。
- * 配置販売業者又はその配置員は、その住所地の都道府県知事が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事してはならない。
- * 配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、配置販売業者の氏名及び住所、配置販売に従事する者の氏名及び住所並びに区域及びその期間を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届け出なければならない。
 - ・尚、上記の配置従事届の複写を一般社団法人愛媛県配置薬協会に提出をする。(消費者、消費者センター等問いかけ、協会の運営等以外には使用いたしません。)
- * 登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドラインに記載されている事項を満たした外部研修機関で受講する必要があります。平成24年4月1日より施行され義務付けされました。
- * 令和4年度登録販売者資質向上外部研修並び既存配置従事者資質

向上維持講習会実施日程計画

- ・第1回研修会 令和4年 5月13日(金) 9:30 県薬剤師会館
- ・第2回研修会 令和4年 8月19日(金) 9:30 県薬剤師会館
- ・第3回研修会 令和4年11月17日(木) 9:30 ホテルマイステイズ松山

(2) 配置販売業の自主基準の遵守並び自主点検励行事業

内 容

- * 配置販売業に関する自己点検(新配置用・既存配置用)
 - ・各自が定めた日時に毎月実施をすること。4月~9月分を11月の講習会で、10月~3月分を5月の講習会で、複写をして一部を提出する。
- * 配置従事時に名札(会員証)に、県薬務衛生課、県薬事振興会発行の受講修了証を添付して着用すること。
- * 名札、会員証には業者名、名前、顔写真、身分を記載すること。(別様式参照)
- * 協会加入のメリットと魅力を明確に打ち出し未会員の加入に努める。
 - ・皆さんに業界組織の必要性を感じてもらいたい。何事もなく日々配置販売活動に従事できることは当たり前のこと、そして地域社会より、安心・信頼に得るには先用後利の商いはもとより、薬業団体としての地域社会に貢献ができる活動も必要と考え事業を実施する。
 - ・県行政、薬務衛生課との協調関係、他の薬業団体との協力関係を大切にする。
- * 一般社団法人全国配置薬協会の下部団体として、行事等に積極的に参画をする。8月1日は「配置薬」。7月、8月は配置薬啓蒙推進月間、会員各自推進活動を実施、イベント等の実施、献血活動の実施に皆さんの協力で、配置薬の存在を高めていきたい。(本会では8月1日を配置薬の日として研修会、《 献血しませんか運動》を全配協の全国事業として実施する。)
- * 医薬品の適正配置、保管管理の適正管理の徹底。
- * 販売姿勢の徹底
- * 留守お得意、不在お得意の解消に積極的に取り組む。
- * 消費者、お得意先からの批判等の長期不回り撲滅を徹底した指導を行う。
- * 廃業者の事業継承者の報告の徹底。又は県薬務衛生課等への届を

徹底する。

2. 配置販売業を次世代に確かな継承。

内 容

- * 配置販売業者、従事者の高齢化による、廃業等、全国的にも減少は止められていない中、事業の継承、後継者育成を積極的に行う。
- * 若年世代への事業の継承(自営・独立)の推進をしなければならない。

3. 薬事知識の普及並びに配置薬のPRに関する事業

内 容

- * 配置薬での、セルフメディケーション、セルフケアの積極的な推進健康と治療に、予防に、的確なサポート体制をする。
医療費抑制、赤ちゃんから中高校生の医療費無料化、高齢者の医療費負担が増加している中、今回のコロナウイルス等において医療保険制度が崩壊しないか。

内 容

- * 配置薬、常備薬としての利便性、経済性のPR(24時間安心・安全)。
 - ・配置の日(8月1日をハイチ・デー)。
 - ・おきぐすりには「300余年の愛・安全・安心おきぐすり・あるとホッとする」「配置薬には夢がある・世代の橋渡し」名称、呼称の普及を推進。
 - ・配置薬には世代の夢がある・・・?
- * 若年世代へおきぐすり(配置薬)の積極的な普及活動を行う。
- * 高齢者、独居お得意への声掛け、見守り安心サポートの推進。
- * 認知症講座・認知症サポーター研修について。
- * 時代を担う青少年の見守り、活動への支援について。

4. くすり(配置薬)相談窓口の設置事業

内 容

- * 通年、事務局において、消費者よりの配置薬に係る相談に応じる。
- * 消費者生活センター等との連携を図り、苦情、他の情報を収集し的確、迅速な対応を行う。

5 愛媛県・愛媛県薬事振興会が行う事業の共催、協力に関する事業

(1) 関係行政官庁との連絡協調

内 容

- * 県、当局等からの通知又指導等を会員へ周知徹底をする
- * 災害時、薬事関係団体の一員として役割に積極的に参加する。
 - ・平成 24 年 6 月、愛媛県と愛媛県薬事振興会が、災害時における被災者支援に関する協定書により我が配置協会の業務として、医薬品・医薬部外品・衛生材料等の提供並びに救護所・避難所・物資拠点へのボランティア要員の派遣。他 配置協会として何が出来るかを協議していかなければと考える。
(県民への情報の発信、被災時避難所等への常備薬等の提供)

(2) 「くすりと健康の週間」行事への参加協力

内 容

- * 会員が積極的にセルフメディケーション、ケアの必要性、くすりと健康に関する情報を県民に提供する。

(3) 「くすりと薬草展」開催事業実施並び協力

内 容

- 第 45 回くすりと薬草展・市民公開講座 第 18 回お薬セミナー(県薬剤師会)
- * 県、愛媛県薬事振興会が開催する「くすりと薬草展」セルフメディケーション展」に共催し医薬品に関する正しい知識の普及、薬用植物についての正しい知識とその利用方法を県民に普及する。
本会独自としては、えひめの身近な薬草冊子の配布。
本年度の日程 令和 4 年 10 月 2 日(日曜日) 松山大学薬学部

(4) 愛媛県薬事衛生推進大会への協力事業

内 容

- * 県民に対する医薬品等の安全性と適正供給の確保を図り、県民の保健衛生の向上を期するため開催される薬事衛生推進大会への協力事業。
本年度日程 令和 4 年 11 月 17 日(木)曜日ホテルマイステイズ松山
特別講演 講師 坂村真民記念館 館長(砥部町)
西澤 孝一 先生

(5) 覚せい剤薬物乱用防止運動への協力事業

内 容

- * 薬物乱用防止セミナー等の開催及び危険ドラッグ乱用の根絶へ積極的に推進を図る。
- * 覚せい剤薬物乱用防止のため、他の薬業団体、並び他の団体等と共に街頭パレード、募金活動に参加して県民に呼びかける。
- * 愛媛県薬物乱用防止指導員協議会の活動に積極的に参加する。
- * 「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用防止啓発ポスター(中学生)コンクール活動に支援、協力する。
- * 総会、講習会、各会合を通じて募金を募る。

(6) 献血運動に関する事業

内 容

- * 「献血しませんか運動」の実施 8月1日ハイチ・デーに会員、県民へ啓蒙活動を行う。全配協の8月1日配置薬の日に鑑み、7月・8月は配置薬の普及推進月間&全国統一献血活動・献血実施月間として献血活動を実施する。本会は8月19日(金) 松山市民病院駐車場
- * 献血を推進する諸団体活動に参加協力する。
- * 献血事業に貢献している会員を顕彰する。

(7) 骨髄バンク制度推進事業に協力

内 容

- * 協議会活動等に協力、ドナー登録、活動に支援をしていく。
- ・本会は以前から積極的に協力を行っており。全国の協議会より30万人登録達成記念に感謝状頂いている。

(8) 青少年健全育成に関する事業

内 容

- * 薬物乱用防止運動を始め、青少年の健全育成に関わる事業。
- * 青少年健全育成を推進している諸団体を支援。

(9) 愛媛県地球温暖化防止県民運動への参加

内 容

- * 「クールビズ四国」キャンペーン事業(期間令和4年5月1日~令和4年10月31日迄)。
- ・適正冷房、室温28℃が目安の実施…軽服勤務(ノーネクタイ、ノー上着)等涼しい服装での勤務の推進。
- * 冬の節電「ウォーズえひめ」(期限平成令和4年12月1日~令和5

年3月31日迄)。

- ・暖房時の温室、設定温度 20℃が目安の実施・重ね着等、温かい服装での勤務の推進。

(10) 禁煙推進運動実施

(なくそう望まない受動喫煙)

内 容

- ・我々健康産業に携わる者としてどのように向き合っていくか、禁煙に対する見方も考えていかないといけないと考える。
- ・毎年5月31日は世界禁煙デー

6. 配置販売業に関する情報、各種資料の収集及び伝達に関する事業

内 容

- * 業界内外諸情報並び各種資料を収集し、必要に応じて会員へ提供する。

7. その他本会の目的達成に必要な事業

* インボイス制度の導入

- ・令和5年(2023年)10月1日から導入が予定されている。
- ・インボイス制度とは? 「インボイス」とは、もともと貿易の世界で送り状や請求書等を意味する用語でした。

しかし、今回紹介するインボイス制度とは、2023年10月1日から導入が予定されている適格請求書保存方式のことを指します。インボイス制度に関する消費税は、「販売時に消費者から預かった消費税」から「仕入れや経費にかかった消費税」を差し引いて納税額を計算します。これを仕入税額控除と言います。インボイス制度導入後は、適格請求書(売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類)に記載された消費税額のみが仕入税額控除の対象となります。

- * 業界団体、組織の必要性並び団結等について。
- * 薬機法の遵守。(配置販売に関する)
- * 2022年4月改正道路交通法施行規則が改正 安全運転管理者のアルコールチェック業務

1.酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(2022年4月1日施行)

- ① 運転前後の運転者に対して当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
- ② 確認内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

2.アルコール検知器の使用等(2022年10月1日施行)

① 1の①の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。

② アルコール検知器を常時有効に保持すること

***国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは・・・**

安全運転管理者が運転者の酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器として国家公安委員会が定めるものは、呼吸中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機械とする。

<<安全運転管理者等の選任>>

自動車5台以上(乗車定員11名以上のものは1台以上)を使用している事業所(自動車使用の本拠ごと)

(注)自動二輪車(50ccを超えるもの)は0.5台として計算

自動車運転代行業者は、台数に関係なく営業所ごとに選任事業所(自動車使用の本拠)ごとに1人を選任

(1) 各種会議並びに行事への参加を

内 容

* 本会の目的達成の為、他の薬業団体との連絡協調を図る。

(2) 薬事功労表彰

内 容

* 薬事功労のあった会員を表彰する。

(3) 地区活動

内 容

* 本会の目的達成の為、3地区(東予・中予・南予)活動を支援する。

(4) その他

内 容

* 本会の目的達成の為、上記以外の必要とする事業。

・必要に応じて理事会で審議する